

一般社団法人山口県社会福祉士会

権利擁護センターぱあとなあ山口

社会福祉士として成年後見等活動を行うには

山口県社会福祉士会では、地域で相談援助に従事する社会福祉士が成年後見制度活用の知識、技術を修得することが可能な「成年後見人材育成研修」と、成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者の養成を目的とする「名簿登録研修」の2つの研修を実施しています。

受講にあたっては、「1研修の流れについて」に添って、履修することが必要であり、研修ごとに受講要件が設けられています。今後、受講を希望される方におかれましては、受講要件をご確認いただきますようお願いいたします。

また、後見活動を行う上で職場の理解が必要となりますので、「勤務先との調整（受任にあたっての準備）」をご確認いただきますようお願いいたします。

そして、実際に後見活動を行うにあたっては、ぱあとなあ山口に係る諸規程類において、会員の服務規程等が設けられていますので、「ぱあとなあ山口に係る諸規程類」をご確認いただきますようお願いいたします。

【ぱあとなあ山口の入退会・変更届フォーム】

<https://ws.formzu.net/dist/S9739370/>



(目次)

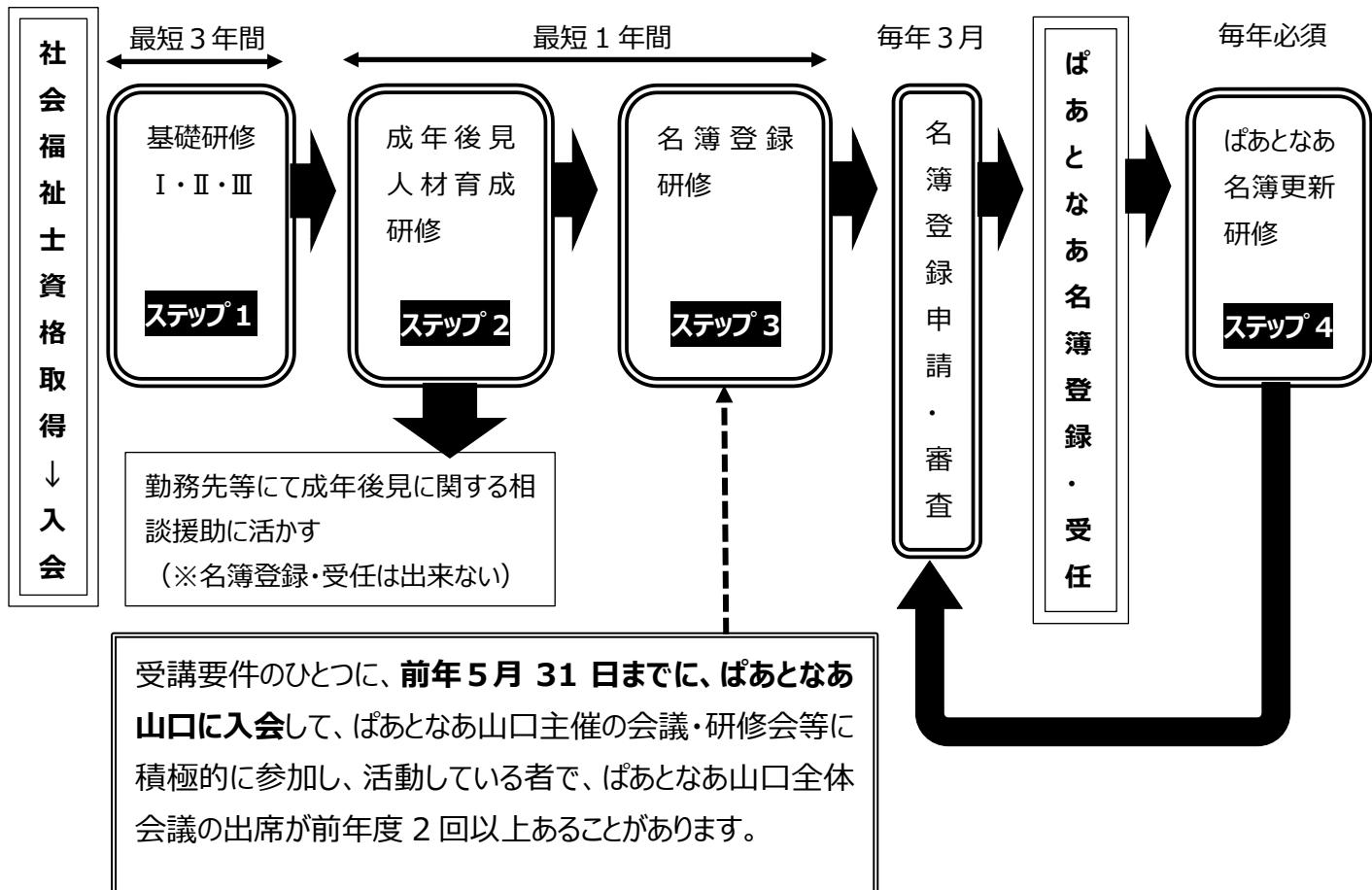
- 1 研修の流れについて（2ページ）
- 2 勤務先との調整について（受任にあたっての準備）（4ページ）
- 3 ぱあとなあ山口に係る諸規程類（5ページ）

2023年3月11日作成

一般社団法人山口県社会福祉士会 公益事業部 権利擁護センターぱあとなあ山口委員会

1 研修の流れについて

【研修の流れ】



ステップ1 基礎研修 I・II・IIIの概要は、

山口県社会福祉士会ホームページ内、生涯研修制度ページをご覧ください。

(<https://www.yamaguchicsw.com/nintei.html>)

ステップ2「成年後見人材育成研修」

ステップ3「ぱあとなあ名簿登録研修」

ステップ4「ぱあとなあ名簿登録更新研修」



「ぱあとなあ山口主催の会議・勉強会」の情報は、

山口県社会福祉士会ホームページ内、ぱあとなあ山口会員向け研修ページをご覧ください。

(https://www.yamaguchicsw.com/partner_yamaguchi.html)



ステップ1 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲの順に決められたカリキュラムを、各研修1年度間、合計3年度で受講し、全てのカリキュラムを修了する総合的な研修体系となります。社会福祉士資格取得後の最初の入門研修であり、『社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身に付ける』ことを目的としています。

ステップ2 成年後見人材育成研修

※本研修の修了は、権利擁護センターはあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。

【研修目標】

- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
- (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

【受講対象】

下記のいずれかの者で、下記の「受講要件」の全てを満たす者。

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターはあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

【受講要件】

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者、
若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者

ステップ3 はあとなあ名簿登録研修

※権利擁護センターはあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する研修になります。

【研修目標】

名簿登録研修は、社会福祉士の成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、はあとなあ山口名簿に登録し、成年後見人等を受任できる者を養成するために行います。

【受講対象】

はあとなあ山口会員であり、成年後見人材育成研修を修了している者で、下記の「受講要件」の全てを満たす者。

【受講要件】

- (1) 研修修了後、権利擁護センターはあとなあに名簿登録し、受任すること
- (2) カリキュラムの全課程を出席すること
- (3) 事前課題を提出すること
- (4) 社会福祉士会の倫理綱領及び行動規範を順守すること
- (5) 前年の5月31日までに、はあとなあ山口に入会していること
- (6) はあとなあ山口主催の会議・研修会等に積極的に参加し、活動している者で、はあとなあ山口全体会議の出席が前年度2回以上あること

ステップ4 はあとなあ名簿登録更新研修

ソーシャルワークの知識・技術に基づく援助、関係者との連絡調整や、様々な社会福祉制度の活用等、成年後見活動を担う社会福祉士の活動の質を担保するため、また日頃の後見活動を振り返り、我々社会福祉士が実践する権利擁護とは何か見つめ直す機会として実施しており、本研修修了は、来年度のはあとなあ名簿登録の必須要件となります。

2 勤務先との調整について（受任にあたっての準備）

1 職場の理解

成年後見人等受任には、職場の理解が必要です。自己責任の下で、後見活動を行う旨を所属機関にあらかじめ了解を得ておきましょう。下記の様なことから、後見活動に支障を来し、被成年後見人等に不利益を生じさせるリスクがあります。

なぜ？

○服務規程違反になるかも？？？

・成年後見人等として活動し、報酬を得ます。副業の禁止に違反しませんか？

※ばあとなあ山口では原則1年に一回、報酬付与申立を行うよう指導しています。

・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が2019年4月から施行されました。「副業・兼業の促進に関するガイドライン」をご覧いただいた上で、下記の点につき、ご確認いただき、雇用側と十分にコミュニケーションを図っていただきますようお願いいたします。

①雇用形態の確認

成年後見活動、スクールソーシャルワーカー活動や各種審査会委員などに従事されている方は、本業、そして副業などの雇用形態によって、労働基準法の労働時間に関する規程の適用の有無が異なります。

自分が、自社、副業・兼業先の両方で労働時間に関する規定の適用について通算されるのか、個人事業主や委託契約・請負契約等により労働基準法上の労働者でない者として労働基準法の労働時間に関する規定が適用されないのか、自分がどのような雇用形態で本業、そして副業などで働いているか確認してください。

雇用側は、労働者が労働基準法の労働時間に関する規定が適用される副業・兼業をしている場合、労働者からの自己申告により副業などの労働時間を把握することが考えられますので、雇用側と十分にコミュニケーションをとることが重要となります。

②自己管理

副業などを行うにあたっては、副業などによる過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないよう、労働者が自ら、本業及び副業など業務量や進捗状況、それらに費やす時間や健康状態を管理する必要があります。

なお、副業などを行い、20万円を超える副収入がある場合は、企業による年末調整ではなく、個人による確定申告が必要となります。

○職務専念義務違反になるかも？？？（労働契約、就業規則などの確認）

自分が勤めている企業の副業・兼業に関するルール（労働契約、就業規則等）を確認し、そのルールを遵守しながら、副業などを行っているか確認してください。

○職員間でトラブルになるかも？？？

社会貢献活動ということで、優先的に有給休暇を取得しているが、報酬をもらっている。これって社会貢献活動の範囲なの？と職場間で不満に思う人もいるかも？

2 本会は、後見活動をサポートします！！

職場の上司に説明したけど、会からの協力依頼文があれば、成年後見人等の活動について、より深く理解してくれそうなときは、本会は、会員の受任をサポートするために、会員の所属先宛に成年後見人等受任に関する御理解・御協力についての文章を発行しています。お困りの方は、事務局まで、まずご連絡ください。

3 ぱあとなあ山口に係る諸規程類

分類名称	No	規程名称
定款		一般社団法人山口県社会福祉士会定款
規定	16号	ぱあとなあ山口組織及び運営等に関する規程
	17号	ぱあとなあ山口会費に関する規程
	18号	ぱあとなあ山口事務局組織及び運営に関する規程
	20号	ぱあとなあ山口全体会議の組織及び運営に関する規程
	21号	ぱあとなあ山口に所属する正会員に対する倫理綱領に関する規程
	36号	ぱあとなあ名簿登録規程
	37号	ぱあとなあ山口事業運営受任負担金に関する規程
	38号	ぱあとなあ山口に対する尾崎邦子氏の寄付金の活用に関する規程
	39号	ぱあとなあ山口成年後見受任に関する規程
細則	06号	ぱあとなあ山口会員の服務規律に関する細則
ガイド ライン	01号	ぱあとなあ山口会員の服務規律に関する細則取扱い基準
	02号	ぱあとなあ山口会員苦情解決に関する被申立人への支援、指導、措置基準
	05号	ぱあとなあ山口信頼回復と復権のための支援体制
	08号	ぱあとなあ山口の相談会に関するガイドライン
	09号	ぱあとなあ山口任意後見契約の締結に伴う任意代理契約の締結前報告実施ガイド ライン

※諸規程類の詳細は、下記 Google ドライブにアップロードしている山口県社会福祉士会の規程類より、確認してください。

【全規則類 (PDF768KB)】

https://drive.google.com/file/d/147uSv-o852tc_dLCdMnIBLojiOmkwfpAb/view?usp=sharing



【全規程類 (PDF4MB)】

https://drive.google.com/file/d/1MDV_IHF1p7JRD7mvYARamcs3kKAJvBbK8/view?usp=sharing



【全細則類 (PDF917KB)】

https://drive.google.com/file/d/1bz3Ox_Pj4gOUSfWQPhk-AcHHxhK4OI-LL/view?usp=sharing



【全ガイドライン類 (PDF2MB)】

https://drive.google.com/file/d/1iXU9ABEz-Lrkoo_OPKGP8TfVwIHWZFsw/view?usp=sharing

